

オープンカウンターにおける押印の取扱いについて

オープンカウンター見積書の押印について、以下のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

- ・オープンカウンター見積書の押印について
押印は不要となります。ただし、担当者氏名及び電話番号を必ず記載してください。
なお、押印のある見積書も従前どおり受付けます。
- ・オープンカウンター見積書の記載を誤った場合
見積書を提出する前に、正しい見積書を再作成し提出してください。

「オープンカウンター説明書」の押印に係る部分についても記載内容が変更となっております。見積書の提出前に必ず御確認ください。

取扱い適用日

令和3年11月18日以降にホームページに掲載する案件から適用します。

お問合せ先

千葉県警察本部総務部会計課契約係 電話 043-201-0110